

ル月年当ヲ廢スルコト(3) 現在ノ日給ニ對シ平均  
約一田ノ増給ヲナスコト、シテ今亦六日ヨリ實現スル旨  
通告セリ。一般職工ハ會社ノ以テ情ヲ了解シ居リ敢  
テ不平ヲ唱フル者ナカリシガ其後職工ノ連立者ニ  
シテ東京鉄工組合ニ屬スル者數名寄々協議シ  
何等カノ形式ヲ以テ日給ノ減額ヲ防カント一般職  
工ノ意見ヲ纏メツテアリキ

一月二十八日會社側ハ職工側ノ申込ニ依リ臨時工  
場委員會ヨリ同職工側ヨリ現在日給ニ對スル步  
増最高六分最低三分ヲ平均八分七厘五先ニ改メ  
テシ度旨提案ニ就テ附議シタルニ議論百出未決  
ノ儘散會シタルガ會社ハ今後職工側ヨリ如何ナ  
ル要求アルモ拒絶スルモ其意嚮ヲ有セリ

一月廿日職工等ハ九記ニ項ヲ附議シ希望條件トシ  
テ提出シ工場常置委員ニ交付セリ

一 日給ノ八分七ヲ給與スルコト  
(現在支給額ニ比スレバ一日一人平均十五未増額トスル)  
一 歩増ヲ七分以上トスルコト但女子及特定人ハ此  
限ニアラズ

(現在最高六分最低三分)  
多買事務ハ即時全職工ヲ食堂ニ集メ會社ノ現状  
ヨリ値下ノ原因ヲ得サル理由ヲ説明シ會社ニ於テ  
之職工ノ收入ニ関シテハ大ニ顧慮シ居ル故此ノ意  
ヲ諒トシ從前通り作業ヲ継続セシ度ト述べ  
要求ヲ拒絶セリ  
委員等ハ希望不具徹ヲ以テ委員ノ力足ラザリシ